

市・県民税申告、所得税確定申告に必要なもの

所得計算に必要なもの

- ① 農業所得がある方
 - 収支内訳書または農業経営状況調査票（市が回覧配布したもの）
 - 米、野菜、乳代、家畜などの販売金額およびその他の収入金額などが分かる書類
 - 種苗、農具、燃料、肥料、農業など農業収入を得るために要した経費の領収書
- ② 営業等所得がある方
 - 収支内訳書
 - 収入額や経費が分かる関係帳簿、経費全般の領収書
 - 保険外交員や検針員の方は、保険会社などが発行した支払調書
- ③ 不動産所得がある方
 - 収入額や経費が分かる関係帳簿、経費全般の領収書
 - 固定資産税土地・家屋課税明細書または固定資産税公課証明書
- ④ 給与所得・年金所得がある方
 - 勤務先（退職先）や日本年金機構などが発行した源泉徴収票

雇主の賃金支払証明書 ⑤ 保険金を受け取った方

受取保険金額および支払保険料額が分かる書類（保険料の支払者と保険金の受取人の関係で、相続税や贈与税となる場合があります。）

⑥ 土地等売買があった方

● 土地などの売買契約書またはその写し
● 収用の場合は、国・県・市区町村が発行した収用等証明書など

※経費全般の領収書については、支出項目（種苗代・材料代・燃料代など）ごとに分け、各項目の合計金額を必ず集計しておいてください。

⑦ 住宅などに設置した太陽光発電設備による余剰電力などの売却収入があった方

● 太陽光発電設備の導入費用やシステム容量が分かる書類（領収書、契約書など）
● 年間の発電量が分かる書類（自宅モニターから集計した表など）
● 年間売電量、年間売電収入金額が分かる書類（電力会社からの明細書など）

控除計算に必要なもの

- ① 医療費控除
 - 領収書または支払金額が分かる書類（金額は事前に集計しておいてください。）
 - おむつ代を医療費とされる場合は、主治医が発行したおむつ使用証明書（証明書様式は税務署・市税務課）
 - 介護保険サービスを利用されている方
 - (1) 施設サービス利用者は「指定介護老人福祉施設利用等領収証」
 - (2) 居宅サービス利用者は「居宅サービス利用料領収書」
- ② 社会保険料控除
 - 国民年金保険料を控除される方は、日本年金機構発行の社会保険料（国民年金保険料）控除証明書
- ③ 生命保険料控除
 - 農協や生命保険会社などが発行した保険料控除証明書（平成24年1月1日以降に加入した保険契約（新契約）については、控除額の計算方法

と控除の最高額が変わりまし
た。控除の最高額は12万円に
なります。介護医療保険とい
う区分が新たに加わっていま
す。

④ 地震保険料控除

農協や保険会社などが発行
した支払証明書

⑤ 障害者控除

● 身体障害者手帳、療育手
帳

● 戦傷病者手帳

● 要介護認定者は障害者控
除対象者認定書（9ページ
をご覧ください。）

⑥ 住宅ローン控除

● 新規：新築家屋等登記事
項証明書、新築工事請負契
約書または売買契約書の写
し、住民票の写し、金融機
関など発行の住宅取得資金
に係る借入金（年末残高）
証明書、増改築工事証明書
（増改築の場合）など
● 2年目以降：税務署発行
の住宅取得等特別控除証明
書、金融機関など発行の住
宅取得資金に係る借入金の
年末残高証明書
※一認定住宅（認定長期優

良住宅・認定低酸素住宅）
を新築・購入した場合は、
住宅ローン控除または認定
住宅新築等特別税額控除の
うち有利なほうを選択でき
ます。

⑦ 雑損控除

り災証明書、修繕などの見
積書と領収書、被害資産の購
入価格や保険金などの金額が
分かるもの

⑧ ふるさと納税をした方

確定申告が不要な給与所得
者などで、平成27年4月1日
以後にふるさと納税をした方
は、特例が適用され確定申告
は不要ですが、6団体以上へ
ふるさと納税をした方、平成
27年3月31日以前にふるさと
納税をした方などは、特例が
適用されませんので確定申告
が必要となります。

【その他必要なもの】

- 印鑑
- 預貯金通帳（本人名義）
など口座番号が分かるもの
- ◆ 市民税・県民税について
市民部 税務課 ☎81・2119
- ◆ 所得税・消費税・贈与税に
ついて
郡山税務署（自動音声案内）
☎024・932・2041

郡山税務署からのお知らせ

◆ 申告書の便利な作成方 法について

所得税、消費税および贈
与税の確定申告書を作成す
る際は、国税庁ホームページ
の「確定申告書等作成
コーナー」（24時間利用可
能）が便利です。
作成コーナーで申告書を作
成して紙に印刷し、税務
署へ郵送などにより提出す
ることができません。

自動計算機能があるた
め、計算の誤りを防ぐこと
ができます。

申告書作成会場で待つ時
間がなくなります。
ぜひ国税庁ホームページ
の「確定申告書等作成コー
ナー」をご利用ください。

◆ 確定申告書作成会場に ついて

〈開設期間〉
2月8日（月）～
3月15日（火）
（土・日・祝日を除く）
※開設期間は2月8日か
らとなりますのでご注意
ください。
〈開設時間〉
午前9時30分～午後4時
〈開設場所〉
南東北総合卸センター
（郡山市喜久田町
卸センター）

※郡山税務署内には申告
書作成会場を設置してい
ません。

〈その他〉
来場される際は、前年分
の申告書等控え、印鑑、通
帳など必要なものを持参し
てください。

◆ 申告・納付などの期限 延長措置の終了について

東日本大震災の発生に伴
い、平成23年3月11日以降
に到来する国税に関する申
告・納付などの期限を延長
する措置が講じられてきま
したが、平成27年3月31日
をもって延長措置（手続き
期間を含む）が終了してお
ります。

事業所得、農業所得およ
び不動産所得などがあり
未申告となっている場合に
は、早めの申告をお願いし
ます。
期限後の申告については
は、無申告加算税や延滞税
が課される場合があります。

期限後の申告相談を希望
される場合には、必ず事前
に相談のご予約をお願いします。



マイナンバーについて

平成28年度市・県民税およ
び平成27年分所得税の申告手
続きには、マイナンバーは使
用しません。平成29年度（28
年分）以後の申告手続きには
必ず必要になりますので、マ
イナンバーが記載された通知
などは大切に保管してくださ
い。



● 問い合わせ
郡山税務署

（自動音声案内）
☎024-932-2041